

広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十六号

広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十一年広島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において」を削る。

第二項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十三年四月一日以降最初に招集される広島県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。